

大分県報

平成三十年
第三〇〇五号
七月三十一日

（火曜日）

目次

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	一
生活保護法等による医療機関の指定	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）	二
地籍調査の成果の認証	三
特別保護樹木の指定の解除	三
中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	三
道路区域の変更	三
急傾斜地崩壊危険区域の指定	四
公安委員会告示	六
銃砲刀剣類所持等取締法による医師の指定	六
公 告	六
落札者等の公示	六
開発行為の完了	六
契約者等の公示	七
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）	七
一般競争入札の実施（二件）	九
○公安委員会規則	
大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成30年7月31日	
大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子	
大分県公安委員会規則第5号	

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則
大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務の部を次のように改める。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務	改正後の法律	改正前の法律	備考
第18条	第18条	第18条	実地監査に係る公安委員会の定め
第21条第1項	第21条第1項	第21条第1項	留置施設視察委員会の委員の任命
第22条第1項	第22条第1項	第22条第1項	留置施設視察委員会に対する情報提供に係る公安委員会の定め
第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項	第230条第3項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項	第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	職権による執行停止の決定
第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項本文及び第2項（第2号を除く。）、第47条（ただし書及び第2号を除く。）、第48条並びに第64条第1項から第3項まで	第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項本文及び第2項（第2号を除く。）、第47条（ただし書及び第2号を除く。）、第48条並びに第64条第1項から第3項まで	執行停止の取消し
第232条第3項において準用する第164条第1項	第232条第3項において準用する第164条第1項	第232条第3項において準用する第164条第2項	再審査の申請に対する裁決
第232条第3項において準用する第164条第2項	第232条第3項において準用する第164条第2項	第232条第3項において準用する第164条第2項	再審査の申告に対する事実の有無の確認及び結果の通知
別表の行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する事務（審査庁としての公安委員会の事務）の部中「（平成26年法律第68号）」を削り、同部中第9条第3項において読み替えて適用する第41条第1項及び第2項の項を削る。			事実の申告が不適法であるときの通知

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

大分県報（公安委規則・告示）

平成三十年七月三十一日

大分県告示第四百七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成三十年七月三十一日

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
新森内科クリニック	医療法人新森内科・歯科クリニック	別府市石垣東五丁目一―二五	平三〇・六・一
大堀たけし歯科医院	医療法人健明会	中津市蛭子町二丁目三三	〃
しもやま内科・循環器内科クリニック	下山 信夫	別府市南莊園町一九組	平三〇・七・三
大堀脳神経クリニック	医療法人弘仁会	中津市豊田町三一―一	平三〇・五・一
大石医院	医療法人椿会	津久見市上宮本町二二―一四	〃
鶴見台病院	医療法人哲世会	別府市大字鶴見四〇七五―四	平三〇・七・一
村上神経内科クリニック	医療法人社団村上神経内科クリニック	別府市山の手町一四―三〇	〃
やまが博愛病院	医療法人博愛会	杵築市山香町大字内河野三〇六七	〃
永富調剤薬局日出店	株式会社永富調剤薬局	速見郡日出町豊岡辻間六一〇〇―四七三	〃

大分県告示第四百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大分県芸術文化振興会議
- 三 代表者の氏名
戸 口 勝 司
- 四 主たる事務所の所在地
大分市高砂町二番三十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、大分県内の芸術文化団体による自主的な活動を支援し、芸術文化団体の地域や分野を越えた幅広い連携を促進するとともに、地域社会における県民・行政・企業とのパートナーシップを深めることにより、県民の心豊かで創造的な生活の実現や大分県の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
名称の変更

大分県告示第四百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月十七日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日田移住サポートセンター
- 三 代表者の氏名
樋 口 健一郎
- 四 主たる事務所の所在地
日田市元町十三番二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日田に移住を希望する者に対して、空き家等の情報提供に関する事業を行

い、居住民としての定着等を図り、地域活性化に寄与することを目的とする。

- 六 定款変更の内容
- 名称の変更
 - 事業の変更
 - 会員に関する事項の変更
 - 役員に関する事項の変更
 - 会議に関する事項の変更
 - 資産及び会計に関する事項の変更
 - 定款の変更に関する事項の変更
 - 公告の方法の変更

大分県告示第四百八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
佐伯市	平二七・七・一から平二九・二・二四まで	佐伯市大字長良の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字長良の一部	平三〇・七・一七
佐伯市	平二八・七・一から平三〇・三・九まで	佐伯市大字長良の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字長良の一部	平三〇・七・一七
竹田市	平二五・一二・二〇から平二八・二・二五まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	平三〇・七・一七
竹田市	平二五・一二・二〇から平二八・二・二五まで	竹田市荻町恵良原及び馬背野の各一部及び地籍簿	竹田市荻町恵良原及び馬背野の各一部	平三〇・七・一七
豊後大野市	平二八・六・一八から	豊後大野市朝地町綿田の一部の地籍簿	豊後大野市朝地町	平三〇・七・一七

平三〇・三・二三まで	地籍図及び地籍簿	綿田の一部
------------	----------	-------

大分県告示第四百八十一号
大分県環境緑化条例（昭和四十八年大分県条例第十九号）第十一条第五項の規定により、次のとおり特別保護樹木の指定を解除した。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

特別保護樹木	指定樹木名	所在地	胸高周囲	所有者
	オンツツジ（北）	豊後大野市朝地町上尾塚一七九番地	根元周囲一五〇センチメートル	田部 芳子

大分県告示第四百八十二号

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第八条第二項（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（総トン数十五トン以上の動力付き中型まき網漁業の網船並びに総トン数十五トン未満の動力付き及び無動力中型まき網漁業の網船）の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、平成三十年八月二十七日から同年九月十四日までとする。ただし、この申請は、大分県内に主たる漁業根拠地を有する船舶であつて、いわし、あじ又はさばの採捕を目的とするものに限る。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年七月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長

平成三十年七月三十一日

大分県報（告示）

県道色宮港 木立線		佐伯市大字木立字新銅五九二六番一 地先から 佐伯市大字木立字築良田六一八一番 一地先まで	
後	前	メートル 五三・四 八・六	メートル 五三八・〇
五三・四 一・四	五三七・六		

大分県告示第四百八十四号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。
平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名	市町村	大字	字	所在地
上宮本 南	津久見 市	上宮本 町	狐鼻	二三二番一から二三三番三まで、二三三番から二四一番まで、二四三番から二四五番まで、二四七番一、二四九番、二五七番、二七四番二の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二七四番五の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二七五番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二七六番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二七七番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)、二七七番二、二七七番七の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二七七番八の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二八二番一、二八三番、四二五番の一部(標柱九号と十号を結んだ線の南側の部分)及び四三三番 八四四九番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)及び八四四九番四の一部(標柱一号と

刃連	日田市	日高	岩崎 法恩寺	五九七番二 六〇七番二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、六〇八番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)、六一一番一から六一一番三まで、六一三番、六一四番、六一五番一、六一五番二、六一六番、六一七番、六一八番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、六二一番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、六二三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の南側の部分)、六二四番二、六二六番一、六二六番二、六二七番三の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、六六二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)及び六
		津久見 浦	中田 竹ノ鼻	二号を結んだ線の北側の部分) 八四五四番 一番から四番まで、一番から一六番まで、一七番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、一七番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の北側の部分)、一七番三から一七番八まで、一七番九の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一八番、一九番、二五番、九八番及び九九番一 一〇〇番、一〇一番、一〇二番一、一〇二番二、一〇三番から一〇五番まで、一〇六番一、一〇六番二、一〇七番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一〇八番四、一〇八番五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一二七番二、一二七番三の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)、一二七番四の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)及び一二七番五の一部(標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分)

海崎2号	佐伯市	海崎	梶ヶ迫 寺尾 横通 寺ノ上 笠村	六三番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分) 一五六八番及び一五六九番 一六五三番一及び一六五三番二 一六五四番から一六六〇番まで、一六六四番一、一六六四番三、一六六五番一、一六六五番二、一六六六番、一六六七番及び一六六八番 一六六九番から一六七五番まで、一六七六番一、一六七七番一及び一六七八番から一六九二番まで 一六九三番から一六九六番まで、一六九七番一、一六九八番一、一六九九番一、一七〇八番一、一七〇九番一、一七一〇番一、一七一八番一から一七八七番まで、一七八八番一、一七八九番一、一七九〇番一、一七九一番一、一七九二番一、一七九三番一、一七九五番から一七九八番まで、一七九九番一の一部(標柱五号と六号を結んだ線の北側の部分)、一八〇二番、一八〇三番、一八〇八番及び一八〇九番 一九〇二番から一九〇六番まで、二の一九〇六番、一九〇七番から一九一一番まで、一九一九番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の西側の部分)及び一九二〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分) 一九二二番
本村	宇佐市 安心院 町	釜ノ口	トブ	一三二七番一、一三三九番一の二、一三三九番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、一三三九番二、一三四〇番、一三四一番一、一三四一番二、一三四二番から一三四五番まで、一三四六番一、一三四七番、一三四八番、一三四九番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、一三五〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)
			下井ノ川	
			宇佐市	
			麻生	
			庄屋畑	一七七五番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)、一七七六番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、一七七七番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、一七七七番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、一七七七番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、一七七八番一、一七七八番二、一七七九番、一七八〇番から一七八三番まで、一七八四番一の一部(標柱一号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)、一七八四番二、一七八五番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の南側の部分)、一八〇二番の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の西側の部分)及び一八〇三番の一部(標柱五号から七号までを順次結んだ線の西側の部分) 一八〇四番、一八〇五番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の北側の部分)、一八〇六番、一八二七番一の一部(標柱六号と七号を結んだ線の西側の部分)及び一八二七番二の一部(標柱六号から八号までを順次結んだ線の西側の部分) 一七一六番の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)及び一七二一番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分)
			小谷	
			松山詰	

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第71号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定により、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成30年7月31日

大分県公安委員会委員長 石 田 敦 子

1 指定した医師の氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
熊本 庄二期	くまもとココロクリニックス	杵築市北浜665番地432	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病气（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に規定する病气を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要がある者と認める者
廣瀬 就信	佐伯保養院	佐伯市東町27番12号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者
上田 徹	かみだ脳神経クリニック	大分市大字鶴野1028番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に規定する病气にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者
後藤 一也	独立行政法人国立病院機構西別府病院	別府市大字鶴見4548番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者
千嶋 達夫	千嶋病院	豊後高田市呉崎738番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者
測野 勝弘	測野病院	大分市坂ノ市中央五	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認めらる者

2 指定年月日

平成30年7月12日

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品等の種類及び数量
プロキシ及びメールサーバー等一式に係る賃貸借
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
落札者を決定した日
平成三十年五月三十一日
- 三 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社 九州支社 支社長 武田 安弘
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番三十五号
落札金額
八十九万四千四百五十六円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 四 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 五 一般競争入札の公告をした日
平成三十年四月二十日
- 六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
平成三十年七月三十一日
- 七 開発区域に含まれる地域の名称
速見郡日出町大字川崎字石ヶ鼻四千八百三十番一ほか五筆

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 開発区域の面積

五千百七十二・三四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町二千八百四十九番地

二階堂酒造有限公司

代表取締役 二階堂 雅士

四 完了検査年月日

平成三十年七月十一日

次のとおり契約者等について公示する。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

グロライト 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県土木建築部公園・生活排水課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十年六月二十八日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

コウフ・フィールド株式会社 代表取締役 加治木 英隆

五 随意契約に係る契約金額

二億七千五百二十三万八千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

ICカード運転免許証追記システム装置等の賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成三十年七月三十一日から平成三十年八月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十年七月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県警察総合情報ネットワークシステム用パソコン等の賃貸借契約

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合

(四) 県税を滞納している場合

(五) 営業年数が一年未満である場合

(六) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

イ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

ロ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ハ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九五七

3 申請の時期

平成三十年七月三十一日から平成三十年八月二十四日までとする。

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/nyusatsu2015.html>

六 競争入札参加資格の取消し等

1 競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該競争入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 告示第二条各号に掲げる事由に該当すると判明した場合

(三) 告示第四条第二項及び第六条第二項に規定する申請において、申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成30年7月31日

大分県知事 広 瀬 貞 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

ICカード運転免許証追記システム装置等の賃貸借契約

(2) 借入期間

平成31年2月1日から平成36年1月31日まで（60箇月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(3) 納入場所

大分県警察本部交通部運転免許課

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

<p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して</p> <p>ク 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類等を平成30年9月7日（金）午後5時15分までに大分県警察本部交通部運転免許課免許係に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 平成30年7月31日から同年8月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部交通部運転免許課免許係 〒870-0125 大分市大字松岡6687番地 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 平成30年7月31日から同年9月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p>	<p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係</p> <p>(2) 提出期限 平成30年9月13日（木）午前10時00分。ただし、郵送の場合は、同月12日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 聴聞室</p> <p>(2) 日時 平成30年9月13日（木）午前10時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に果を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（公団を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ</p>
--	--

<p>(2) 交付日時 平成30年7月31日から同年9月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p>	<p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成30年7月31日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の種類 大分県警察総合情報ネットワークシステム用パソコン等の賃貸借契約</p> <p>(2) 借入期間 平成31年1月1日から平成36年12月31日まで（72箇月） （地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）</p> <p>(3) 納入場所 大分県警察本部警務部情報管理課</p>
<p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。</p> <p>16 その他 (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。 (2) その他の詳細は、入札説明書による。 (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、経営に実質的に関与していないこと。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者</p> <p>キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p>
<p>17 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented IC Card Drivers License Postscript equipment etc</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 13 September 2018</p> <p>(3) Office Drivers License Division, Oita Prefectural Police 6687 Matuoka, Oita city 870-0125 Tel 097-536-2131</p>	<p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 大分県警（公出）</p>

<p>(1) 申請の時期 平成30年7月31日から同年8月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県警察本部警務部情報管理課企画・指導係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>(2) 日時 平成30年7月31日から同年9月12日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで</p> <p>5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>6 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 (2) 提出期限 平成30年9月13日（木）午後1時30分。ただし、郵送の場合は、同月12日（水）午後5時45分までに必着すること。</p> <p>7 競争入札及び開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 場所 大分県庁舎本館6階 聴聞室 (2) 日時 平成30年9月13日（木）午後1時30分 (3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 免除する。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p>	<p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公園を含む。）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 無効入札に関する事項 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>11 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>12 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 前記6の(1)に同じ (2) 交付日時 前記4の(2)に同じ</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを契約の相手方とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 入札に関する事務を担当する部局の名称 大分県警察本部警務部会計課用度・管財係 〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-536-2131</p> <p>15 特約事項</p>
--	---

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の相手方と契約を解除できるものとする。

16 その他

- (1) 前記2の(2)に掲げる資格要件については、必要に応じ、大分県警察本部に照会する場合がある。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented
Terminal equipment and others complete set for Oita Prefectural Police synthesis information network system
- (2) Time limit for tender
1:30 pm. 13 September 2018
- (3) Office
Information Administration Division, Oita Prefectural Police
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8502
Tel 097-536-2131